

# 消防本部

## 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 消防本部  
総務課、消防救急課、予防保安課、情報指令課、  
中消防署、北消防署、南消防署

対象年度 令和3年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市消防本部 2階 防災センター

監査期間 令和4年8月23日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

## 第2 監査対象の概要

消防本部各所属の主な業務内容及び職員数（令和4年4月1日現在）は、次のとおりである。

### 【総務課】

消防本部 職員3人	(1) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
	(2) 組織制度の研究及び企画に関すること。
総務課 職員2人	(3) 公告式及び公印に関すること。
	(4) 文書の審査に関すること。
総務係 職員5人 再任用2人	(5) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
	(6) 職員の定数、配置及び身分に関すること。
	(7) 職員の給与及び服務に関すること。
	(8) 職員の保健衛生及び福利厚生に関すること。
	(9) 公務災害補償に関すること。
	(10) 他の任命権者との連絡調整に関すること。
	(11) 予算及び決算に関すること。
	(12) 消防職員委員会に関すること。

	(13) 儀式及び表彰に関すること。
	(14) 職員の研修に関すること。
	(15) 消防長会等に関すること。
	(16) 消防音楽隊に関すること。
	(17) 消防統計の取りまとめに関すること。
	(18) 課の庶務に関すること。
	(19) 他の課の主管に属しない事項に関すること。
装備係 職員 4 人	(1) 消防施設及び装備の調査研究に関すること。
	(2) 消防施設及び装備の維持管理及び修繕に関すること。
	(3) 物品の調達に関すること。
	(4) 給貸与品の支給に関すること。
	(5) 消防用自動車の修繕、点検及び車体検査等に関すること。

(職員 14 人、再任用 2 人)

【消防救急課】

消防救急課 職員 3 人	(1) 警防及び救助業務の計画、研究及びその運用に関すること。
	(2) 消防水利に関すること。
	(3) 消防訓練計画に関すること。
警防係 職員 16 人 再任用 2 人	(4) 警防本部に関すること。
	(5) 指揮隊に関すること。
	(6) 火災等の原因及び損害調査に関すること。
	(7) 消防広域応援に関すること。
	(8) 火災警報発令に関すること。
	(9) 高速道路連絡協議会に関すること。
	(10) 土地開発の事前協議に関すること。
	(11) その他警防に関すること。
地域安全係 職員 4 人 再任用 1 人	(1) 防火・防災教育に関すること。
	(2) 水防訓練計画に関すること。
	(3) 消防団活動の調整に関すること。
	(4) 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関すること。
	(5) 消防団員の表彰に関すること。
	(6) 消防団員の公務災害補償に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
救急救命室 職員 2 人 再任用 1 人	(1) 救急業務の計画及び調整に関すること。
	(2) 応急手当の普及啓発に係る計画及び調整に関すること。
	(3) 救急隊員の育成及び教育に関すること。

	(4) 医療機関等との連絡調整に関する事。
	(5) 救急物品の調達及び修繕に関する事。
	(6) その他救急に関する事。
	(7) 室の庶務に関する事。
防災教育センター 会計年度任用3人	(1) 防災教育及び応急手当の普及啓発に関する事。
	(2) 防災に関する相談及び指導に関する事。
	(3) 防災資料の収集及び展示に関する事。
	(4) 防災講演会、講習会に関する事。
	(5) 公印に関する事。
	(6) 防災教育センターの庶務に関する事。

(職員25人、再任用4人、会計年度任用3人)

【予防保安課】

予防保安課 職員1人  安全指導係 職員7人 再任用1人	(1) 火災予防運動等に関する事。
	(2) 火災予防査察に関する事。
	(3) 違反処理に関する事。
	(4) 特定事業所の設置及び変更に係る意見に関する事。
	(5) 特定事業所の届出に関する事。
	(6) 特定事業所の異常現象に関する事。
	(7) 危険物施設の定期点検及び保安検査等に関する事。
	(8) 危険物施設の火災及び事故発生届出に関する事。
	(9) その他安全指導に関する事。
予防係 職員4人 再任用1人	(1) 建築物等の消防同意事務に関する事。
	(2) 防火管理の講習に関する事。
	(3) 防災管理の講習に関する事。
	(4) 消防用設備の指導及び検査に関する事。
	(5) 液化石油ガスに関する事。
	(6) ガス用品及び液化石油ガス器具等に関する事。
	(7) 防災協会及び関係団体に関する事。
	(8) その他火災予防に関する事。
	(9) 課の庶務に関する事。
保安係 職員5人	(1) 危険物施設の許可及び承認に関する事。
	(2) 危険物施設の認可及び届出に関する事。
	(3) 危険物施設の完成検査に関する事。
	(4) 危険物施設に係る関係機関への連絡に関する事。
	(5) その他保安に関する事。

(職員17人、再任用2人)

【情報指令課】

情報指令課 職員 3 人	(1) 災害の受付及び出動指令に関する事。
	(2) 通信統制に関する事。
指令第 1 係 職員 2 人 再任用 1 人	(3) 消防情報の収集及び伝達に関する事。
	(4) 消防通信施設等の整備保全及び管理運用に関する事。
	(5) 消防通信の調査研究及び運用管理に関する事。
指令第 2 係 職員 3 人	(6) 四日市市、桑名市及び三重郡菰野町消防通信指令事務協議会に関する事。
	(7) その他情報指令に関する事。
指令第 3 係 職員 3 人 再任用 1 人	(8) 課の庶務に関する事。
システム担当 職員 1 人 会計年度任用 1 人	

(職員 1 2 人、再任用 2 人、会計年度任用 1 人)

【中消防署】

中消防署 職員 2 人	(1) 業務の計画、管理及び調整に関する事。	
	(2) 公印に関する事。	
指導係 職員 4 人 再任用 1 人	(3) 施設装備の保守点検に関する事。	
	(4) 防災教育に関する事。	
	(5) 所掌事務の証明に関する事。	
	(6) 火災予防査察に関する事。	
	(7) 消防用設備等の届出、検査に関する事。	
	(8) 違反処理に関する事。	
	(9) 現地本部に関する事。	
	(10) 署の庶務に関する事。	
消防救助第 1 係 職員 1 3 人	(1) 警防計画に関する事。	
	(2) 警防調査及び火災予防査察に関する事。	
	消防救助第 2 係 職員 1 4 人	(3) 水火災、地震その他災害の警戒及び防御活動に関する事。
		消防救助第 3 係 職員 1 3 人
	(5) 消防、救助及び水防訓練に関する事。	
	(6) 消防訓練指導等に関する事。	
	(7) 消防団員の教育訓練に関する事。	
	(8) 消防水利施設の保全に関する事。	
	(9) 火災等の原因及び損害調査に関する事。	
	(10) 防火対象物の防火管理体制の指導に関する事。	

	(11) 防災管理対象物の防災管理体制の指導に関する事。
	(12) 消防署の指導係の項第7号及び第8号に掲げる事務
	(13) 防火管理の届出に関する事。
	(14) 防災管理及び自衛消防組織の届出に関する事。
	(15) 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請に関する事。
	(16) 少量危険物及び指定可燃物の届出、検査に関する事。
	(17) 危険作業開始の届出に関する事。
	(18) 火気使用設備、電気設備等の届出に関する事。
	(19) 消火活動支障物件の届出に関する事。
	(20) その他法令等に基づく届出に関する事。
救急係 (第1担当) 職員4人	(1) 救急活動に関する事。
救急係 (第2担当) 職員4人	(2) 救急訓練に関する事。
救急係 (第3担当) 職員4人	(3) 応急手当の普及啓発に関する事。

(職員58人、再任用1人)

【中央分署】

中央分署 職員1人	(1) 各消防署の指導係の項第1号から第5号まで、各消防署消防救助係の項各号及び各消防署救急係の項各号に掲げる事務
消防第1係 職員8人 再任用2人	(2) 分署の庶務に関する事。
消防第2係 職員9人	
消防第3係 職員9人	

(職員27人、再任用2人)

【西分署】

西分署 職員1人	(1) 各消防署の指導係の項第1号から第5号まで、各消防署消防救助係の項各号及び各消防署救急係の項各号に掲げる事務
消防第1係 職員5人 再任用1人	(2) 分署の庶務に関する事。
消防第2係 職員5人	
消防第3係 職員5人	

(職員16人、再任用1人)

【港分署】

港分署 職員 2 人 (中消防署兼務)	(1) 船舶及び沿岸火災並びに水上災害の警戒及び防御活動に関すること。
	(2) 消防訓練に関すること。
	(3) 水難救助活動に関すること。
	(4) 各消防署の指導係の項第 1 号から第 3 号まで、各消防署消防救助係の項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務
	(5) 分署の庶務に関すること。

(職員 2 人 ※中消防署兼務)

【北消防署】

北消防署 職員 2 人  指導係 職員 3 人 再任用 1 人	(1) 業務の計画、管理及び調整に関すること。
	(2) 公印に関すること。
	(3) 施設装備の保守点検に関すること。
	(4) 防災教育に関すること。
	(5) 所掌事務の証明に関すること。
	(6) 火災予防査察に関すること。
	(7) 消防用設備等の届出、検査に関すること。
	(8) 違反処理に関すること。
	(9) 現地本部に関すること。
	(10) 署の庶務に関すること。
消防救助第 1 係 職員 10 人 消防救助第 2 係 職員 10 人 消防救助第 3 係 職員 10 人	(1) 警防計画に関すること。
	(2) 警防調査及び火災予防査察に関すること。
	(3) 水火災、地震その他災害の警戒及び防御活動に関すること。
	(4) 救助（中署は高度救助）活動に関すること。
	(5) 消防、救助及び水防訓練に関すること。
	(6) 消防訓練指導等に関すること。
	(7) 消防団員の教育訓練に関すること。
	(8) 消防水利施設の保全に関すること。
	(9) 火災等の原因及び損害調査に関すること。
	(10) 防火対象物の防火管理体制の指導に関すること。
	(11) 防災管理対象物の防災管理体制の指導に関すること。
	(12) 消防署の指導係の項第 7 号及び第 8 号に掲げる事務
	(13) 防火管理の届出に関すること。
	(14) 防災管理及び自衛消防組織の届出に関すること。
	(15) 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請に関すること。

	(16) 少量危険物及び指定可燃物の届出、検査に関する事。
	(17) 危険作業開始の届出に関する事。
	(18) 火気使用設備、電気設備等の届出に関する事。
	(19) 消火活動支障物件の届出に関する事。
	(20) その他法令等に基づく届出に関する事。
救急係 (第1担当) 職員 3人	(1) 救急活動に関する事。
救急係 (第2担当) 職員 3人	(2) 救急訓練に関する事。
救急係 (第3担当) 職員 3人	(3) 応急手当での普及啓発に関する事。

(職員 44人、再任用 1人)

【北部分署】

北部分署 職員 1人	(1) 各消防署の指導係の項第1号から第5号まで、各消防署消防救助係の項各号及び各消防署救急係の項各号に掲げる事務
消防第1係 職員 11人 再任用 1人	(2) 分署の庶務に関する事。
消防第2係 職員 12人	
消防第3係 職員 10人 再任用 1人	

(職員 34人、再任用 2人)

【朝日川越分署】

朝日川越分署 職員 1人	(1) 各消防署の指導係の項第1号から第8号に掲げる事務
指導係 職員 2人 会計年度任用 1人	(2) 分署の庶務に関する事。
消防第1係 職員 5人	(1) 各消防署消防救助係の項各号及び各消防署救急係の項各号に掲げる事務
消防第2係 職員 6人	
消防第3係 職員 5人	

(職員 19人、会計年度任用 1人)

【南消防署】

南消防署 職員 2 人 指導係 職員 3 人 再任用 1 人	(1) 業務の計画、管理及び調整に関する事
	(2) 公印に関する事
	(3) 施設設備の保守点検に関する事
	(4) 防災教育に関する事
	(5) 所掌事務の証明に関する事
	(6) 火災予防査察に関する事
	(7) 消防用設備等の届出、検査に関する事
	(8) 違反処理に関する事
	(9) 現地本部に関する事
	(10) 署の庶務に関する事
消防救助第 1 係 職員 10 人 消防救助第 2 係 職員 10 人 消防救助第 3 係 職員 10 人	(1) 警防計画に関する事
	(2) 警防調査及び火災予防査察に関する事
	(3) 水火災、地震その他災害の警戒及び防衛活動に関する事
	(4) 救助（中署は高度救助）活動に関する事
	(5) 消防、救助及び水防訓練に関する事
	(6) 消防訓練指導等に関する事
	(7) 消防団員の教育訓練に関する事
	(8) 消防水利施設の保全に関する事
	(9) 火災等の原因及び損害調査に関する事
	(10) 防火対象物の防火管理体制の指導に関する事
	(11) 防災管理対象物の防災管理体制の指導に関する事
	(12) 消防署の指導係の項第 7 号及び第 8 号に掲げる事務
	(13) 防火管理の届出に関する事
	(14) 防災管理及び自衛消防組織の届出に関する事
	(15) 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請に関する事
	(16) 少量危険物及び指定可燃物の届出、検査に関する事
	(17) 危険作業開始の届出に関する事
	(18) 火気使用設備、電気設備等の届出に関する事
	(19) 消火活動支障物件の届出に関する事
	(20) その他法令等に基づく届出に関する事



救急係（第1担当） 職員3人	(1) 救急活動に関すること。
救急係（第2担当） 職員3人	(2) 救急訓練に関すること。
救急係（第3担当） 職員3人	(3) 応急手当での普及啓発に関すること。

(職員44人、再任用1人)

【南部分署】

南部分署 職員1人	(1) 各消防署の指導係の項第1号から第5号まで、各消防署消防救助係の項各号及び各消防署救急係の項各号に掲げる事務
消防第1係 職員12人 再任用1人	(2) 分署の庶務に関すること。
消防第2係 職員11人	
消防第3係 職員11人	

(職員35人、再任用1人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 大規模災害時における他市町との応援・受援体制に係るリスク
- (4) 消防車両の更新に係るリスク
- (5) 現場活動におけるメンタルヘルス対策・対応に係るリスク
- (6) 救急出動における受け入れ医療機関との連携に係るリスク
- (7) 消火活動における消防団との連携に係るリスク
- (8) 火災予防事業の効果に係るリスク
- (9) 消防同意事務、危険物許認可事務の審査に係るリスク
- (10) 消防通信指令事務協議会の事務執行体制に係るリスク
- (11) 消防通信指令事務協議会の内部事務管理に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

## 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

#### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、総務課が、主要な事務事業、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理、組織・人員の項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。消防救急課は、主要な事務事業、現金等管理、支出事務、契約事務の項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。予防保安課は、主要な事務事業、収入事務、支出事務、現金等管理、契約事務、財産管理、組織・人員の項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。情報指令課は、主要な事務事業、情報管理で点数が高いが、全体的にはリスクは低い評価となった。各消防署については、主要な事務事業の項目で点数が高いが、全体的にはリスクは低い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理、文書管理について、一部、事務処理誤りが見受けられた（消防本部全体）。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

#### 【総務課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4 / 12 ※	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	12 / 12 ※	

	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	8 / 8 ※	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	12 / 12 ※	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	8 / 8 ※	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

※：出先機関であることによる加算あり

(評点/リスク最大時評点)

【消防救急課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
現金等管理	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8 ※	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	8 / 12 ※	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	8 / 8 ※	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	8 / 12 ※	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	8 / 8 ※	

※：出先機関であることによる加算あり (評点/リスク最大時評点)

【予防保安課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	8 / 8 ※	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	8 / 12 ※	
現金等管理	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	8 / 8 ※	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	8 / 12 ※	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 8 ※	

契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

※：出先機関であることによる加算あり (評点/リスク最大時評点)

【情報指令課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 1 2 ※	○
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	

※：出先機関であることによる加算あり (評点/リスク最大時評点)

【中消防署・中央分署・西分署・港分署】

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
-------	---------------	---	-------	--

※：出先機関であることによる加算あり (評点/リスク最大時評点)

【北消防署・北部分署・朝日川越分署】

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
現金等管理	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8 ※	

※：出先機関であることによる加算あり (評点/リスク最大時評点)

【南消防署・南部分署】

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

※：出先機関であることによる加算あり (評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 時間外勤務対象職員336人について、年間360時間を超える時間外勤務は見受けられず、下記のとおり、各課・各消防署における時間外勤務の平均時間も比較的低い水準となっていた。

管理職は、日常の業務量の多少や担当ごとの業務量の偏りについて目配りし、調整を図り、特定職員に業務が偏らないよう努めており、また、休暇が取得しやすい職場環境づくりに努めている。

課（署）	時間外対象	1人当たり月平均
総務課	9人	9.1 時間
消防救急課	25人	7.6 時間
情報指令課	10人	1.7 時間
予防保安課	17人	5.8 時間
中消防署（分署含む）	101人	6.3 時間
北消防署（分署含む）	96人	5.3 時間
南消防署（分署含む）	78人	5.1 時間

## (3) 大規模災害時における他市町との応援・受援体制に係るリスク

- ◆大規模災害時の他市町との応援・受援体制確立に関し、危機管理統括部や他市町と連携が図れているか。〔総務課・消防救急課〕

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 大規模災害時には、地域防災計画により、市が危機管理統括部を中心に災害対策本部を設置し、その中で消防本部の役割が決められている。

大規模災害における県内の消防応援・受援体制としては、「三重県内消防相互応援協定」により連携をしている。

大規模災害時における全国の消防応援・受援体制は、消防組織法の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成等については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」などが定められている。

緊急消防援助隊三重県大隊は、近畿ブロックと中部ブロックの両方に属し、それぞれ年1回ブロックごとに大規模災害を想定した訓練が実施されている。四日市市消防本部からは三重県大隊の構成隊として何隊かがその訓練に参加し、各県大隊との連携を図っている。

## 意見

大規模災害が発生した場合に、実際に本市に応援に入ることが想定される消防隊と、平常時からともに研修等を行うことで交流を持ち、緊急時お互いに役立つような、目で見て分かるような情報発信をすること。 【消防救急課】

### (4) 消防車両の更新に係るリスク

- ◆消防車両は計画に基づき適切に更新されているか。また、更新の基準はあるか。〔総務課〕

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 消防車両更新計画（令和11年度まで）を作成しており、常備車両、広報車等、非常備車両（分団使用）別に更新基準を策定し、計画どおり更新している。

### (5) 現場活動におけるメンタルヘルス対策・対応に係るリスク

- ◆救助・救急活動等の現場におけるメンタルヘルス対策・対応が適切に実施されているか。〔総務課・各消防署〕

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 惨事ストレスが生じるような特異な事案があった場合には、事後に事案検討会を行い、情報共有を図っている。このような事案があったときは、所属長が1週間以内と4週間以内にメンタルチェックを実施し、状況に応じて産業医との面談を行うこととしている。

### (6) 救急出動における受け入れ医療機関との連携に係るリスク

- ◆救急出動において、受け入れ医療機関と効果的な連携が図られているか。〔消防救急課・各消防署〕

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 消防本部では、救急出動における119番通報受付から医療機関到着までの時間を短縮することを目標にしており、目標達成のため主要な受け入れ医療機関に対して、各医療機関への搬送状況、病院問合せ状況等について情報共有し連携強化を図っている。病院の受け入れ体制については消防救急課が窓口となり調整を行い、各消防署へ情報を共有している。

また、各署では市立四日市病院での救急ワークステーションや県立総合医療センターでの研修や市立四日市病院などの主要病院における救急搬送事案の事後検証、搬送先の病院で初期診療の補助を行うことなど、医師などとの顔の見える関係も構築しており、しっかりと連携できている。



## (7) 消火活動における消防団との連携に係るリスク

◆消火活動において、消防団と効率的な連携が取れているか。〔消防救急課・各消防署〕

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 毎年、警防業務の方針として、消防団との連携強化を掲げ、本方針に基づき「消防団警防活動研修実施計画」を策定している。同計画に基づき、各署においては各分団の警防・安全管理リーダーや機関リーダーに対してホース延長などの訓練や研修を実施し連携強化を図っており、また、合同で遠距離送水訓練などを実施している。

## (8) 火災予防事業の効果に係るリスク

◆各種の火災予防事業（講習、立ち入り検査、指導等）が効果として表れているか。〔予防保安課〕

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 全国でも火災件数は減少傾向にあり、三重県も四日市市も同様である。一般住宅には火災警報器が付いていることや、比較的新しい建物は燃え広がりにくい構造になっていること、ガスコンロ等も安全性が高まっていることなどもあるが、火災予防事業も功を奏していると考える。

## (9) 消防同意事務、危険物許認可事務の審査に係るリスク

◆消防同意事務、危険物許認可事務において、審査基準に基づいた一律的な審査、指導が行われているか。〔予防保安課〕

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 消防同意事務も、危険物許認可事務も、行政手続法において審査基準を設けなければならない旨規定される前から運用指針を有していたが、法で規定されて正式に審査基準となり、これに基づいて一律的に審査、指導を行っている。審査基準の内容も定期的に見直している。

## (10) 消防通信指令事務協議会の事務執行体制に係るリスク

◆「四日市市、桑名市及び三重郡菰野町消防通信指令事務協議会」における事務執行体制が適切に機能し、効率的に業務が執行されているか。〔情報指令課〕

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 協議会の事務は四日市市中消防署中央分署にある「三重北消防指令センター」で行っている。センター長は四日市市の情報指令課長、副センター長は桑名市の通信指令課長となっている。その下に第1担当から第3担当の職員が8人ずつ、計24人で3交替制を取っており、常に災害通報に対して適切に対応できる体制をとっている。

## (11) 消防通信指令事務協議会の内部事務管理に係るリスク

- ◆「四日市市、桑名市及び三重郡菟野町消防通信指令事務協議会」の内部事務管理（財務事務等）が適正に行われているか。〔情報指令課〕

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 協議会の事務については、基本的に四日市市の条例等に基づき行っている。会計事務で金額の大きい支出については、四日市市消防本部総務課に合議をとっている。また四日市市では部長決裁となるような特に金額の大きい支出については、協議会の会長（四日市市消防長）決裁としているが、副会長である桑名市、菟野町の消防長の決裁も必要とするなど、適正な内部事務管理に努めている。また決算時においては、協議会委員が兼務する監査委員2人による監査を実施している。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

### 指 摘

#### 【消防救急課】

四日市市消防団運営費交付金について

- ア 四日市市消防団運営費交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条で規定する6項目の交付対象のうち、「(6)その他市長が認めたもの」に該当としているものが交付金額全体の内、多くの割合を占める。交付要綱において、対象経費を明確にすること。
- イ 交付要綱では、四日市市消防団規則で定められた定員数で交付金を算定することとしているが、定員割れしている分団が多く存在するため、実態に応じたより適切な交付実績となるよう検討すること。
- ウ 実績報告書の早期提出について、申請者に徹底した指導を行うとともに、交付金額の正確な算定を担保するため、交付申請書と実績報告書の精緻な照合について、再徹底すること。
- エ 四日市市補助金等交付規則の趣旨に則り、交付要綱を改正し、上記ア、イ及びウについて反映させること。

### 意 見

#### <各課共通事項>

##### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

- ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

上記対象課：【消防救急課】【予防保安課】【情報指令課】【中消防署】  
【中消防署西分署】【北消防署北部分署】【北消防署朝日川越分署】  
【南消防署】

イ 南消防署（南部分署を含む）において、財務事務、個人情報管理事務について、近年事務処理誤りの発現がある。消防本部全ての課・署において、適正な事務処理が行われるよう、内部牽制の体制を再構築すること。

上記対象課：【全所属】

② リスク管理について

救急出動の際の隊員の負傷、火災出動中の車両事故、消火活動中の事故が近年発現している。各消防署において、事故を起こさないよう、リスク管理に取り組むこと。

上記対象課：【各消防署】

③ 預金通帳の管理について

通帳と印鑑を別々の場所に保管するとともに、盗難防止強化策として、保管場所をときどき変えることも検討すること。

上記対象課：【総務課】【消防救急課】【予防保安課】【情報指令課】

④ 大規模災害への対応について

ア 津波浸水対策については、本市は沿岸部の事業所も多く、事業活動中には相当数の従業員も存在する。事業所の従業員の避難対策も想定し、関係部局と連携し、啓発・訓練を行うこと。

上記対象課：【各消防署】

イ 本市は、南海トラフ地震のような海溝型地震だけではなく、直下型地震も想定されており、災害への対策・対応も異なる。海溝型地震に加え、直下型地震も想定した住民への啓発や避難訓練を関係部局と連携し、行うこと。

上記対象課：【各消防署】

ウ 高齢者等の中には、大規模災害が起こった場合に、避難を諦めている人も見受けられる。災害時に、高齢者等を含め全ての人が避難できるような地域における意識付けにも留意し、関係部局と連携し、訓練や啓発を行うこと。

上記対象課：【各消防署】

⑤ 出動に対応できる環境整備について

8分消防・5分救急を目標とし、分署の増設や車両の充実等、出動体制の整備に取り組んでいるところであるが、さらにベストなパフォーマンスが発揮できるよう、人員配置を含めた環境整備を行うこと。

上記対象課：【総務課】【各消防署】

⑥ 消防業務のPRについて

期日前投票所になっている消防署では、投票に同伴される子どもに対し、消防車両の案内や啓発グッズの配付など、消防業務に親しみを持ってもらえるような取組みが行われている。選挙や社会見学などに限らず選挙の行われていない平時においても、このような取組みを創意工夫して行い、窓口を訪れる全ての子どもに消防業務・消防職の重要性をPRすること。

上記対象課：【各消防署】

⑦ キャッシュレス化への対応について

危険物許可に関する手数料について、現金での取り扱いが多い。事故を起こさないため、また、職員の負担軽減のためにも、キャッシュレス化への対応を研究すること。

上記対象課：【総務課】【予防保安課】【各消防署】

**<各課個別事項>**

**【総務課】**

分署長の代替要員の確保について

消防署の各分署において、分署長の年休取得数が少ない。その要因の一つは、分署では、出勤時に分署長が残ることとしているためであり、分署長の代替要員の確保についても検討すること。

**【消防救急課】**

① スマート信号導入の働きかけについて

出動中の車両事故は、現場にいかに早く到着するかという業務の性質上、どうしても起こり得るものと考えられる。安全対策として、スマート信号（現場急行支援システム：FAST）の導入について、関係機関への働きかけを検討すること。

② 消防団分団の定数について

消防団の分団について、多くの分団で定数割れしている状況がある。地区の人口変動もあり、分署の増設もあったことから、定数自体が実態に合わなくなっている可能性もあり、定数の見直しを行うこと。

③ 「みえ消防団応援の店」制度の周知について

県の「みえ消防団応援の店」制度で、本市で約300店の飲食店等が登録され、消防団を応援しているが、この制度自体があまり周知されていない。登録店が増えることにより消防団の活性化につながるため、周知に力を入れること。

**【情報指令課】**

119番映像通報システムについて

傷病者の状態や災害現場の状況などを、現場到着前に映像で把握することができ、有効なシステムである。もっと活用されるよう周知を図ること。